

令和 7 年 3 月定例会
(2 0 2 5 年)

議案書②

3 月 6 日提出

【条例】

市議案第 55 号

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
する条例の設定について

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を
次のように設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）3 月 6 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る補償基礎額を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊中市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年豊中市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（補償基礎額） 第 5 条 （省 略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1） （省 略） （2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは心身に著しい障害を有することとなった場合には、<u>9, 1 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1 4, 2 0 0 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者等（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号又は第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき <u>2 1 7 円</u>を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>3 3 3 円</u>を、それぞれ加算して得た額をもつ	（補償基礎額） 第 5 条 （省 略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1） （省 略） （2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは心身に著しい障害を有することとなった場合には、<u>9, 7 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1 4, 5 0 0 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者等（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>1 0 0 円</u>を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき <u>3 8 3 円</u>を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人

(現 行)	(改 正 後)																																						
て補償基礎額とする。 (1)～(6) (省 略) 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「<u>特定期間</u>」という。)<u>にある子がいる団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</u> 別表 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>12,500円</td><td>13,350円</td><td>14,200円</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>10,800円</td><td>11,650円</td><td>12,500円</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,100円</td><td>9,950円</td><td>10,800円</td></tr></table> 備考 (省 略)	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円	分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円	部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円	<u>につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u> (1)～(6) (省 略) 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</u> 別表 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>12,900円</td><td>13,700円</td><td>14,500円</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>11,300円</td><td>12,100円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,700円</td><td>10,500円</td><td>11,300円</td></tr></table> 備考 (省 略)	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円																																				
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円																																				
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円																																				
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円																																				
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円																																				

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の豊中市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）を除く。以下同じ。）及び施行日の属する月分以後の月分の傷病補償年金等について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日の属する月の前月分以前の月分の傷病補償年金等については、なお従前の例による。